平成２７年（フ）第８号
鹿児島県姶良市加治木町日木山2625番地２
債務者　渡辺　裕子
1　決定年月日時　平成27年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鴨志田祐美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月22日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２６年（フ）第３０８号
埼玉県比企郡滑川町大字羽尾1060番地３
債務者　尾形　央促
1　決定年月日時　平成27年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　南雲　芳夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月７日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第１００号
長野県南佐久郡小海町大字豊里190番地１、申立時の住所長野県南佐久郡小海町大字千代里3046番地23
債務者　中澤　憲治
1　決定年月日時　平成27年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今井　智恵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月30日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
長野地方裁判所佐久支部

平成２６年（フ）第１２０号
岐阜県大垣市八島町2397番地
債務者　木村　孝博
1　決定年月日時　平成27年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松岡　真帆
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月１日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年６月24日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２７年（フ）第１０号
北海道夕張郡栗山町字御園258番地　有限会社ランサーデイリーサービス社宅
債務者　小野久仁夫
1　決定年月日時　平成27年３月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　後藤　雄則
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月３日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年６月26日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２７年（フ）第４２号
三重県桑名市大字西別所1200番地307
債務者　栗原　正明
1　決定年月日時　平成27年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　東　幸太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月10日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年６月26日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第４３号
三重県桑名市大字西別所1200番地307
債務者　栗原　新子
1　決定年月日時　平成27年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　東　幸太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月10日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年６月26日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第４００号
横浜市西区楠町４番地１　ガラ・シティ横浜西口1104号
債務者　金子　勇一
1　決定年月日時　平成27年３月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮田　隆男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月２日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成27年７月１日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第９号
岐阜県美濃加茂市太田町542番地２、前住所愛知県江南市高屋町神戸20番地５　シャモニー高屋102号
債務者　川合なぎさ
1　決定年月日時　平成27年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小川　賢二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月７日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年７月６日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第３７号
北海道室蘭市母恋南町３丁目３番19号　レオパレス三田Ｂ館、前住所北海道室蘭市東町５丁目29番10号　古川方
債務者　村本　章太
1　決定年月日時　平成27年３月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２７年（フ）第９７号
岩手県滝沢市鵜飼上高柳50番地１　パルセ103号
債務者　西　誠人
1　決定年月日時　平成27年３月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第１００号
盛岡市湯沢南２丁目19番１号
債務者　三田　邦雄
1　決定年月日時　平成27年３月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第１０１号
盛岡市湯沢南２丁目19番１号
債務者　三田キヌ子
1　決定年月日時　平成27年３月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第１１号
宮城県石巻市渡波字下榎壇139番地12　コーポフラワーＢ101号、前住所宮城県石巻市湊字筒場137番地２
債務者　菅原　照美
1　決定年月日時　平成27年３月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２７年（フ）第３３号
埼玉県本庄市小島４丁目１番36号　ＡＭＣハイツ101号
債務者　五木田　健
1　決定年月日時　平成27年３月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第３９号
埼玉県本庄市小島６丁目１番25号　ドエル福島Ｂ101
債務者　角谷　梨菜
1　決定年月日時　平成27年３月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第４８号
静岡県富士宮市三園平24番地　サンコーポ三園105
債務者　加納　栄
1　決定年月日時　平成27年３月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
静岡地方裁判所富士支部